



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年3月29日(火) 第9988号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○水防法の規定による洪水浸水想定区域等(河川課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課)	3
<b>公 告</b>	
○指定管理者の指定の期間の変更(蚕糸園芸課)	4
○公営住宅法第47条第2項の規定による公告(住宅政策課)	4
○同	4
○同	5
<b>教育委員会訓令</b>	
○職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令(総務課)	6

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第89号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項の規定により、次の河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水の継続時間並びに水防法施行規則(平成12年建設省令第44号)第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び各土木事務所に備え置き、閲覧に供する。

令和4年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

## 対象河川

利根川、渡良瀬川、谷田川、谷田川導水路、鶴生田川、鶴生田川導水路、楠木川、近藤川、新堀川、逆川(新堀川支川)、新堀川導水路、新谷田川、新谷田川放水路、五箇川、大箇野川、板倉川、海老瀬川、朝日野川、泉野川、矢場川、多々良川、孫兵衛川、藤川(矢場川支川)、歳川、桐生川、小友川、黒川(桐生川支川)、高沢川、忍山川、皆沢川、広沢川、小倉川、山田川(渡良瀬川支川)、名久木川、小平川、入山沢川、塩沢川(渡良瀬川支川)、深沢川(渡良瀬川支川)、川口川、小黒川、田沢川(小黒川支川)、沢入川、房川、小中川、樋之入川、柱戸川、押手川、黒坂石川、休泊川、石田川(利根川支川)、八瀬川、憩川、八瀬川放水路、蛇川(石田川支川)、聖川、高寺川、弁天沼川、大川(石田川支川)、早川、広瀬川、葦川、葦川放水路、粕川(広瀬川支川)、西桂川、桂川、石田川(桂川支川)、男井戸川、鑄木川、蕨沢川、兎川、山伏川、大川(広瀬川支川)、蛇川(広瀬川支川)、荒砥川、宮川(荒砥川支川)、大穴川、芳見沢川、神沢川、金蔵院川、能満寺川、東神沢川、鳴沢川(荒砥川支川)、桃ノ木川、寺沢川、藤沢川、竜の口川、赤城白川、観音川、大堰川、細ヶ沢川、法華沢川、清水川、烏川、滝川、滝川第二放水路、滝川放水路、八幡川、天神川(八幡川支川)、蛇ヶ見川、神流川、笹川、三名川、境川、荒沢川、三波川、大沢川(三波川支川)、入沢谷川、飯島川、気奈沢川、塩沢川(神流川支川)、船子川、山沢川、間物沢川、東福寺川、境沢川、橋倉川、野栗沢川、奥名郷沢川、住居附沢川、乙父沢川、黒川(神流川支川)、塩の沢川、中ノ沢川、温井川、中川(温井川支川)、井野川、粕川(井野川支川)、一貫堀川、一貫堀放水路、染谷川、道木堀川、牛池川、正観寺川、天王川、唐沢川(井野川支川)、猿府川、早瀬川、東谷川(井野川支川)、大清水川、天神川(井野川支川)、鑄川、鮎川、猿田川、鉦沢川、鍛冶屋沢川(鮎川支川)、土合川、矢田川、西谷川、越沢川、足沢川、大沢川(鑄川支川)、長根川、八束川、東谷川(大沢川支川)、申田川、天引川、白倉川、三途川、堂の入川、庭谷川、坂口川、星川、蕨川、藤木川、小桑川、桑原川、温沢川、高田川、丹生川、打越川、駒寄川(丹生川支川)、大牛川、諸戸川、菅原川、大柘川、矢沢川、雄川、裏根川、赤谷川(雄川支川)、澗沢川、下川、城川、浅香入川、内匠川、野上川、岩染川、立沢川、蚊沼川、中沢川、横瀬川、栗山川、南牧川、青倉川、桑本川、平原川、大塩沢川、檜沢川、櫛沢川、大仁田川、底瀬川、星尾川、馬坂川、小坂川、入沢川(小坂川支川)、馬居沢川、市野萱川、道平川、相沢川、屋敷川、黒川(鑄川支川)、粕沢川、柳沢川、井戸沢川、金井沢川、中ツ沢川、衣沢川、中山川、雁行川、新川、碓氷川、荒久沢川、大平川、岩井川、倉品川、水境川、柳瀬川、天神川(柳瀬川支川)、猫沢川、湯ノ入川、九十九川、秋間川、鍛冶屋川、相水川、日向川、雉子ヶ尾川、苜根川、久保川、般若川、小俣川、八咫川、宮川(九十九川支川)、後閑川、長足川、大沢川(足長川支川)、長源寺川、増田川、兎沢川、中川(増田川支川)、檜尾沢川、西の沢川、小竹川、中木川、矢の沢川、霧積川、水谷川、入山川、遠入川、新林沢川、板鼻川、藤川(烏川支川)、里見川、向井川、向井川放水路、榛名白川、車川、浦川、大沢川(榛名白川支川)、小堀川、見立川、高浜川、頭無川、谷津川、駒寄川(烏川支川)、中島川、滑川、沢田川、中井川、岩城川、堀の沢川、宮戸川、榛名川、相間川、長井川、天神川(烏川支川)、藤川(利根川支川)、東藤川、端気川、

午王頭川、吉岡川、駒寄川(吉岡川支川)、自害沢川、滝の沢川、橋川、午王川、茂沢川、唐沢川(茂沢川支川)、木曾川、山田川(利根川支川)、東川、平沢川、吾妻川、天神沢川、逆川(吾妻川支川)、鯉沢川、大門川、登沢川、大輪川、宮沢川、沼尾川(吾妻川支川)、湯沢川、田島沢川、鳴沢川(吾妻川支川)、鑛沢川、奥田川、泉沢川、名久田川、赤坂川、蟻川、赤狩川、役原川、梅沢川、古寺川、桃瀬川、胡桃沢川、枯木沢川、四万川、ブノウ沢川、大竹川、上沢渡川、反下川、新湯川、須郷沢川、深沢川(吾妻川支川)、温川、見城川、今川、雁ヶ沢川、鍛冶屋沢川(吾妻川支川)、久森沢川、白砂川、水戸沢川、ウルシ沢川、駒ヶ沢川、小雨川、目洗川、弁天川、狩宿川、湯川、大沢川(湯川支川)、谷沢川、長笹沢川、ガラン沢川、元山川、唐沢川(長笹沢川支川)、矢ノ下川、至球川、熊川、地藏川、片蓋川、遅沢川、巖洞沢川、赤仁田川、赤川、今井川、小宿川、小熊川、万座川、松尾沢川、トックリ沢川、不動沢川、赤沢川、奥万座川、干俣川、大横川、大沢川(吾妻川支川)、治郎兵衛川、湯尻川、天竜川、田之郷川、奥沢川、諏訪沢川、栗の木川、沼尾川(利根川支川)、永井川、片品川、白沢川、赤城川、根利川、倉見沢川、栗原川、坪川、塗川、綱沢川、大立沢川、小川、仁加又川、八丁滝、笠科川、一ノ瀬川、入沢川(利根川支川)、薄根川、発知川、銅金沢川、田沢川(薄根川支川)、新滝坂川、溝又川、桜川、四釜川、立の沢川、赤谷川(利根川支川)、須川川、押野川、白狐沢川、西川、大出又沢川、阿能川、谷川、湯檜曾川、宝川、檜俣川、湯ノ小屋沢川、矢木沢川及び奈良沢川

#### ◎群馬県告示第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、館林都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

群馬県知事 山本 一太

- 1 施行者の名称 館林市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画下水道事業 館林市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和44年1月25日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 昭和44年群馬県告示第638号、昭和47年群馬県告示第729号、昭和53年群馬県告示第4号、昭和55年群馬県告示第831号、昭和62年群馬県告示第250号、平成4年群馬県告示第378号、平成8年群馬県告示第83号、平成11年群馬県告示第228号、平成13年群馬県告示第325号、平成15年群馬県告示第222号、平成18年群馬県告示第402号、平成24年群馬県告示第154号、平成25年群馬県告示第399号及び平成29年群馬県告示第144号の事業地を次のとおり変更する。

大街道二丁目、西本町及び堀工町字法正谷の各一部を追加する。
  - (2) 使用の部分 昭和44年群馬県告示第638号、昭和47年群馬県告示第729号、昭和53年群馬県告示第4号、昭和55年群馬県告示第831号、昭和62年群馬県告示第250号、平成4年群馬県告示第378号、平成8年群馬県告示第83号、平成11年群馬県告示第228号、平成13年群馬県告示第325号、平成15年群馬県告示第222号、平成18年群馬県告示第402号、平成24年群馬県告示第154号、平成25年群馬県告示第399号及び平成29年群馬県告示第144号の事業地を次のとおり変更する。

分福町の一部を追加する。

**■ 公 告**

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更した。

令和4年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 公の施設の名称及び所在地
  - (1) 名称 ぐんまフラワーパーク
  - (2) 所在地 前橋市柏倉町2471番地7
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社ぐんまフラワー管理
  - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市柏倉町2471番地7
  - (3) 代表者の氏名 代表取締役 石橋照夫
- 3 指定の期間
  - 変更前 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
  - 変更後 平成28年4月1日から令和5年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が桐生市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年3月29日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 桐生市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 桐生市市営住宅条例（平成17年桐生市条例第58号）別表に掲げる市営住宅（東一丁目団地、特定賃貸住宅、駅南ハイツ、梅田ハイツ、新宿ハイツ、前田原定住促進住宅、柏山定住促進住宅及び水沼定住促進住宅を除く。）
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

群馬県住宅供給公社が太田市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年3月29日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 太田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 太田市営住宅条例（平成17年太田市条例第225号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

---

群馬県住宅供給公社が富岡市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和4年3月29日

群馬県知事 山 本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年3月29日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 富岡市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 富岡市市営住宅設置条例（平成18年富岡市条例第164号）別表に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## ■教育委員会訓令

群馬県教育委員会訓令甲第二号

事務局

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月二十九日

群馬県教育委員会教育長 渡辺 郁美

### 職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程（昭和三十八年群馬県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第三項及び前項」を削り、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 午前九時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後六時まで

第三条第五項第三号の次に次の二号を加え、同項を同条第三項とする。

四 午前八時十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時まで

五 午前八時四十五分から午後零時まで及び午後一時から午後五時三十分まで

第三条中第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、同条第九項第一号中「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」の下に「（条例第三条第四項第一号において子に含まれるものとされる者をいう。）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項から第十五項までを二項ずつ繰り上げる。

第四条第二項中「前条第七項から第十項まで」を「前条第五項から第八項まで」に改める。

別記様式第一号注1及び別記様式第四号注2中「職員の勤務時間及び休憩時間に関する規程第3条第4項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等（条例第3条第4項第1号において子に含まれるものとされる者をいう。）」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---